平成２１年（フ）第１２４号
新潟県長岡市坂之上町１丁目３番地13
破産者　島津　正男
1　決定年月日　平成21年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１９号
石川県珠洲市三崎町本17部76番地
破産者　砂後谷芳治
1　決定年月日　平成21年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２０年（フ）第１７７号
滋賀県蒲生郡日野町大字小谷１番地
破産者　いかりやこと　西川　榮一
1　決定年月日　平成21年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２０年（フ）第７２４号
長崎県対馬市厳原町宮谷115番地
破産者　坂本　好市
1　決定年月日　平成21年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第１６３号
熊本県熊本市月出７丁目３―35、開始決定時の住所熊本県八代市岡町谷川1239番地
破産者　福島　裕人
1　決定年月日　平成21年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第８５号
熊本県八代市千丁町新牟田1337番地１
破産者　松枝光友子
1　決定年月日　平成21年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

破産手続終結

平成２０年（フ）第９８号
三重県伊賀市緑ケ丘東町1015番地、破産手続開始決定時の住所三重県伊賀市緑ケ丘西町2614番地の４
破産者　新　　恒男
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊賀支部

平成２０年（フ）第１４２号
神奈川県川崎市麻生区片平１―３―25―305　三嶽方
破産者　井原　愛子
1　決定年月日　平成21年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２０年（フ）第１０５号
山形県新庄市沖の町５番11号
破産者　有限会社北国ホーム新庄
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所新庄支部

平成２０年（フ）第１４４号
群馬県邑楽郡明和町南大島908番地
破産者　株式会社ぎんだな
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第３１２号
川崎市宮前区小台２丁目６番２号
破産者　有限会社英和コンピューター
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第１０９６号
愛知県春日井市堀ノ内町字東浦461番地
破産者　株式会社コーポレーションさら
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２３４３号
大阪市住之江区御崎６丁目５番７号
破産者　株式会社松元建装
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第７２０８号
大阪市中央区博労町１丁目８番１号
破産者　株式会社エスクル
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９９０号
大阪府守口市高瀬町１丁目８番21号
破産者　株式会社田中工務店
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３１７１号
大阪府吹田市垂水町３丁目34番３号
破産者　株式会社ハーモニ
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第２７８号
堺市堺区北庄町１丁１番５号
破産者　株式会社テクノネット堺
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成１９年（フ）第２７４号
兵庫県宝塚市旭町３丁目10番地
破産者　有限会社かねか金物グループ
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２００号
岡山市南区福田1009番地８
破産者　赤堀　耕造
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第２７４号
福岡県久留米市東町５番地７　スコーレ久留米301号
破産者　下川　繁美
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所久留米支部